

# 工業統計調査の経済構造実態調査への包摂に向けた 検討課題等について

令和2年10月13日

総務省統計局

経済産業省調査統計グループ



# 目次

I . 経済構造実態調査と工業統計調査の概要	p. 3
II . 検討体制について	p. 6
III . 検討事項について	p.10
・名簿の変更等に係る影響分析	p.13
・実査可能性を考慮した適切な調査範囲の設定案	p.19
・郵送・オンライン調査への変更について	p.21

# I . 経済構造実態調査と工業統計調査の概要

# 経済構造実態調査の概要

## 創設の目的

- ・ サービス産業等の付加価値等の構造を年次で明らかにすること
- ・ 年次GDP推計の精度向上のための売上・費用の内訳（生産・投入構造）を明らかにすること
- ・ 各種行政施策のための基礎情報を整備すること

## 調査の概要

### 【調査の目的】

製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス-活動調査実施中間年の経済構造統計を作成すること

### 【調査の基準日】

毎年6月1日現在

※経済センサス-活動調査実施年を除き毎年実施（令和元年が1回目）

### 【調査の種類】

甲調査：日本標準産業分類E～R（製造業～サービス業）の売上・費用の構造を横断的に把握

※母集団：事業所母集団DB

乙調査：特定産業の特性事項を把握する調査

### 【調査対象範囲】

甲調査：日本標準産業分類E～R（製造業～サービス業）に属する企業（個人経営の企業及び一部の産業に属する企業を除く）

乙調査：特定のサービス業等に属する企業及び事業所

### 【調査の流れ】

総務省・経済産業省  
(共管)

調査実施事業者

報告者

(郵送、オンライン)

## 既存の統計調査の統合・再編

経済構造実態調査は、報告者の負担軽減を図るため、既存の3調査を統合・再編し、必要最低限の事項を把握



# 工業統計調査の概要

## 調査の概要

### 【調査の目的】

我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成すること

### 【調査の対象・種類】

日本標準産業分類「大分類E—製造業」に属する事業所

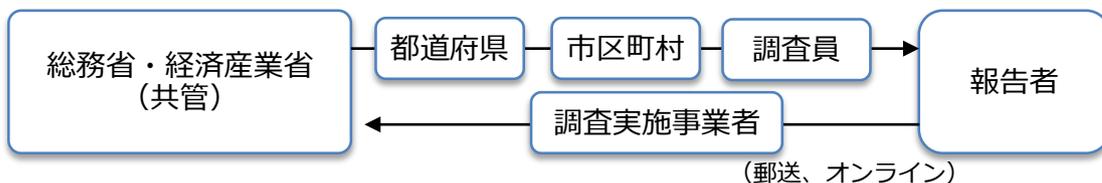
**母集団: 独自名簿** (※調査実施前に「準備調査」を実施し、整備)

甲調査: 従業者30人以上の事業所

乙調査: 従業者4人以上29人以下の事業所

### 【調査の流れ】

① i) 乙調査の対象事業所、ii) 新たに甲調査の対象となる事業所



② 甲調査の対象事業所(上記① ii)に該当する事業所を除く)



### 【調査の基準日】

毎年6月1日現在

※経済センサス-活動調査実施年を除き毎年実施

### 【調査事項(※詳細は調査票参照)】

#### <甲調査・乙調査 共通事項>

経営組織、資本金額、現金給与総額、製造品出荷額 等

#### <甲調査のみ>

有形固定資産、製造品在庫額、工業用地及び工業用水 等

### 【公表】

速報: 調査実施翌年の2月末頃

確報: 調査実施翌年の4月以降12月末までに順次

## **Ⅱ. 検討体制等について**

# 検討課題の整理と具体的な検討内容

令和2年3月25日経済構造実態調査  
検討会資料から一部抜粋

## 工業統計調査の経済構造実態調査包摂後における製造業把握に関する検討課題

- 基準年調査との一層のシームレス化（再掲）
  - 名簿を事業所母集団DBに変更（母集団数の増加（約9万））。  
実査可能性を考慮した適切な調査範囲の設定。
- SNAへの活用を含めた利活用上の措置
  - 調査項目の維持及び効率化。集計・公表方法の整理。

# 製造業に係る分科会について

- ・ 工業統計調査の経済構造実態調査への包摂に向けた検討課題等について、集中して議論を行う場

## 経済構造実態調査検討会

### 【具体的な検討内容】

- ・ 調査対象範囲の全産業化
- ・ 生産物分類の導入、決算月などフェイス事項の拡充
- ・ 乙調査の経済構造実態調査からの分離、廃止も含めた分離後のあり方

## 製造業に係る分科会

### 【具体的な検討内容】

- ・ 名簿の変更、実査可能性を考慮した適切な調査範囲の設定
- ・ 集計及び公表方法の整理
- ・ 調査事項の維持及び効率化

→ 御参画いただくメンバーは資料1の通り

# 検討スケジュール

検討会及びは製造業分科会における議論を経て、令和2年中に実施方針の案を策定、令和2年度内に統計委員会に諮問する流れを想定

	実施時期	主な検討内容
第1回分科会	令和2年10月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 母集団名簿の変更</li> <li>○ 調査方法の変更①</li> <li>○ 調査範囲・事項の変更①</li> <li>○ 結果の推計方法及び集計・公表方法について①【推計手法案】</li> </ul>
第2回分科会	令和2年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査方法の変更②</li> <li>○ 調査範囲・事項の変更②</li> <li>○ 結果の推計方法及び集計・公表方法について②【推計結果】</li> </ul>
第3回分科会	令和2年11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 製造業調査に関する実施方針案</li> </ul>
		【地方自治体へ共有等】
第4回分科会	令和3年1～2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 製造業調査に関する実施計画案</li> </ul>



	実施時期	主な検討内容
第〇回検討会	令和2年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和4年以降の調査に関する実施方針案</li> </ul>
第〇回検討会	令和3年2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和4年以降の調査に関する実施計画案</li> </ul>



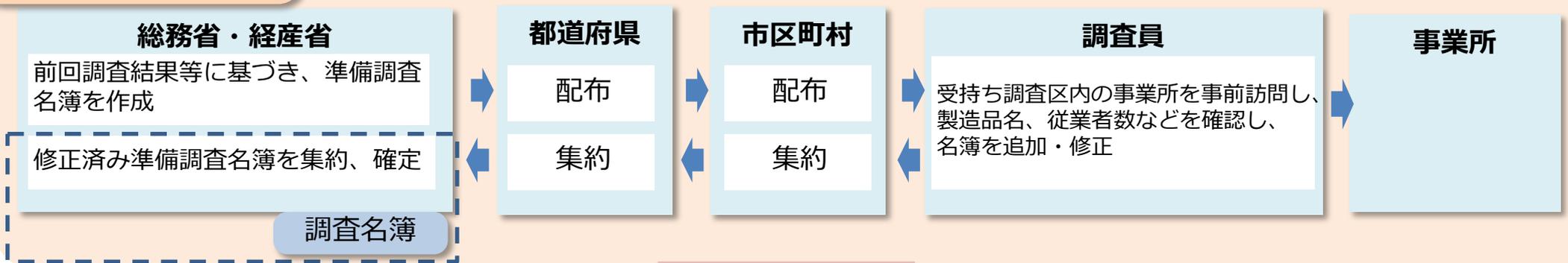
**統計委員会諮問** (令和2年度末頃)

## **Ⅲ. 検討事項について**

# 工業統計調査の流れ（2020年）

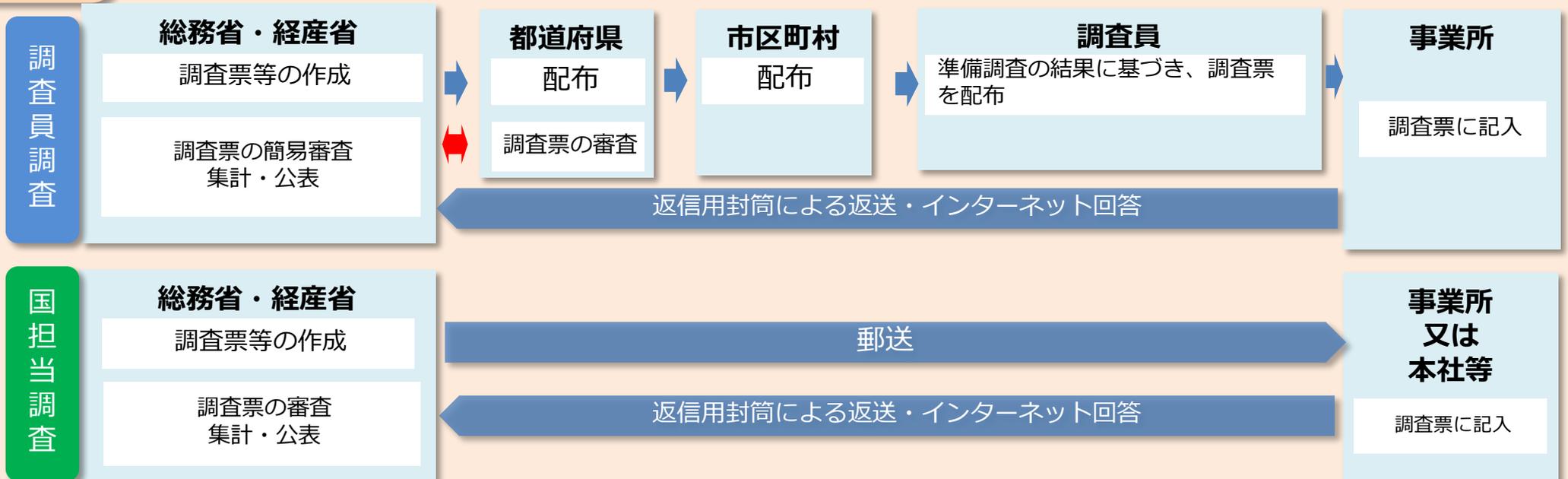
- 2020年調査は、国勢調査事務との輻輳に伴う地方事務負担を最大限考慮し、調査手法を一部変更
  - ・ 調査員甲調査（従業者30人以上）は国担当に変更
  - ・ 調査員乙調査（従業者29人以下）については、調査員業務を乙調査票等調査用品類の配布までに限定し、調査票の回収業務（その他、調査票情報の電子データ化、簡易審査・疑義照会）については、国が民間事業者を活用し実施
  - ・ 調査員乙調査の調査統計システム（STATS）による機械審査以降の審査業務については、従前どおり都道府県において実施

## 名簿整備（準備調査）



## 調査実施

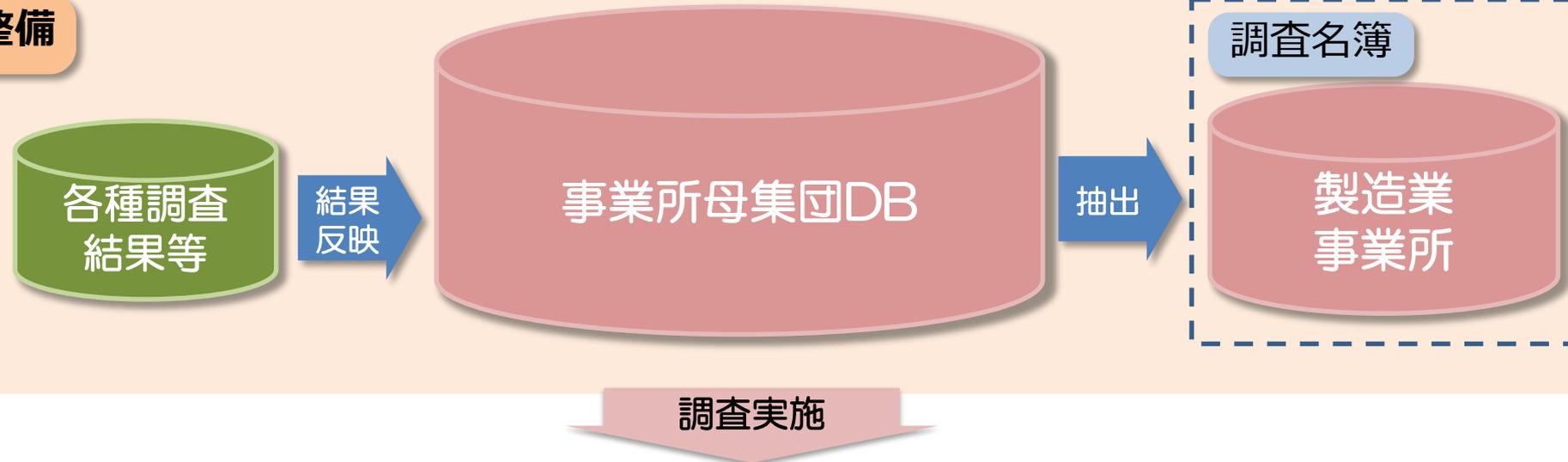
### 調査



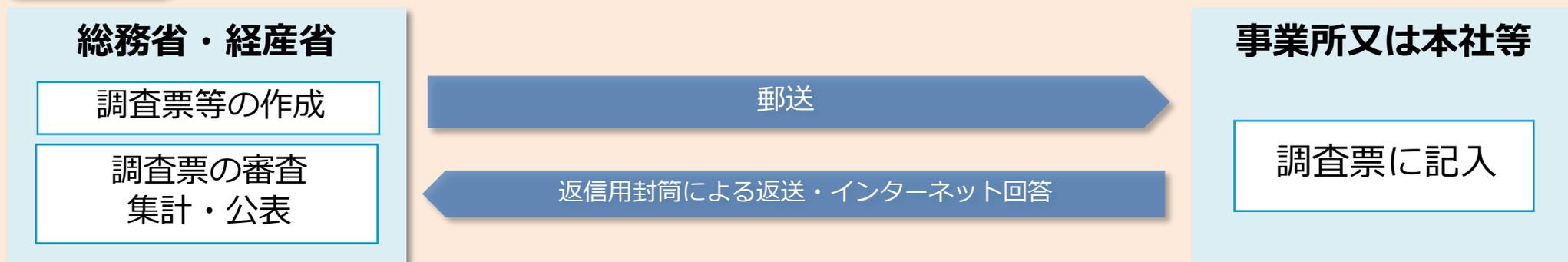
# 工業統計調査の流れ（2022年以降）（案）

- 経済構造統計調査への包摂に当たっては、
  - ・GDP推計に必要な調査・集計事項及び公表時期は維持。（事業所単位の調査も維持）
  - ・調査名簿を、工業統計調査準備調査名簿から事業所母集団データベースに切替え。
  - ・調査員調査の廃止（国による郵送・オンライン調査に変更）

## 名簿整備



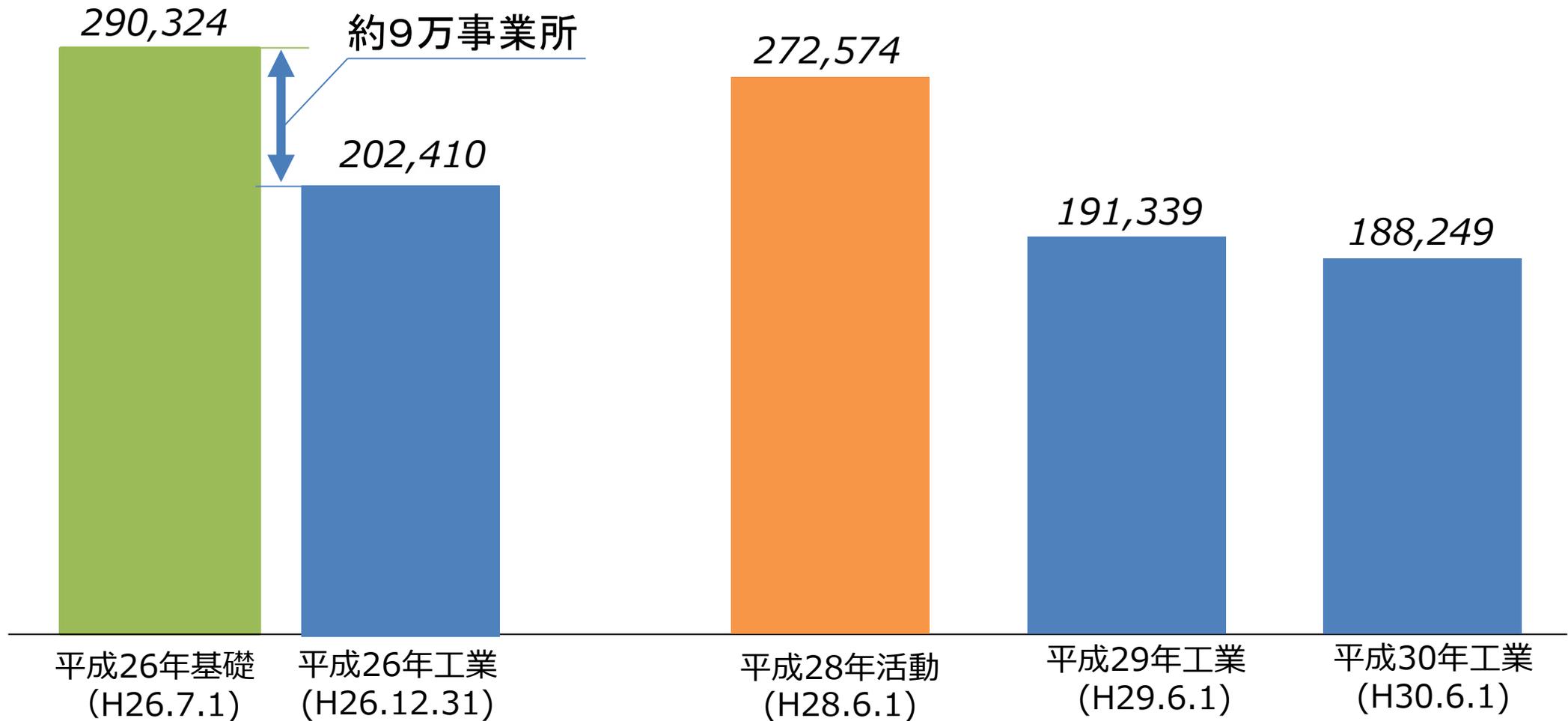
## 調査



# 名簿の変更等に係る影響分析

# 名簿の変更に係る影響分析（事業所数ベース）①

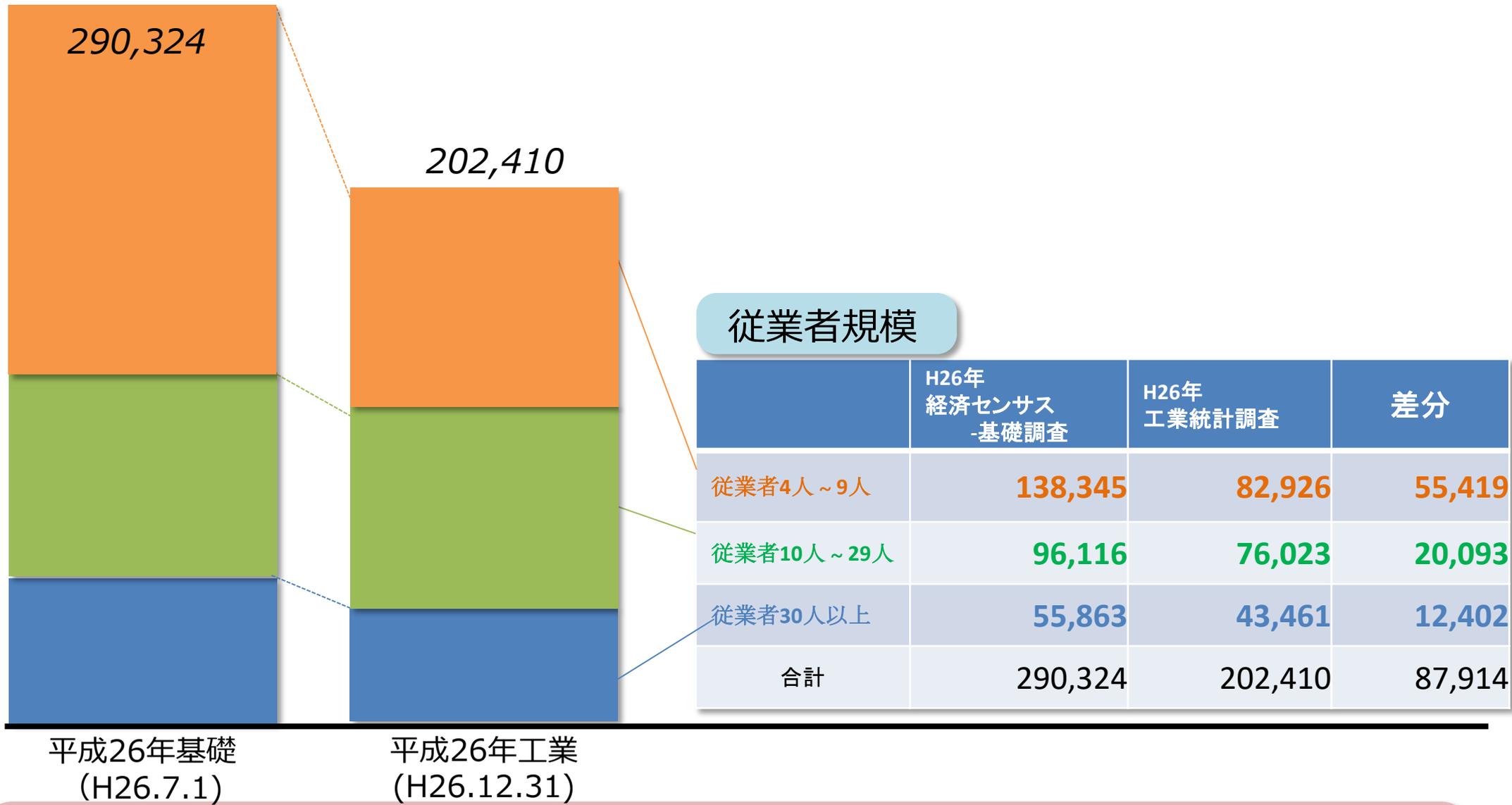
- 日本標準産業分類に基づく「E 製造業」に格付された事業所の総数（従業者4人以上）について、経済センサス（基礎・活動）と工業統計調査とで変遷を追うと以下の通り。



工業統計調査名簿と経済センサス体系に基づく名簿の間には「明らかな断層」が生じており、母集団の変更に伴い、対象数は増加方向への影響が見込まれる。

# 名簿の変更に係る影響分析（事業所数ベース）②

■ 同一年に実施された「平成26年経済センサス-基礎調査（6月実施）」と「平成26年工業統計調査（12月実施）」とで、事業所の構成（従業者規模）を比較すると以下の通り



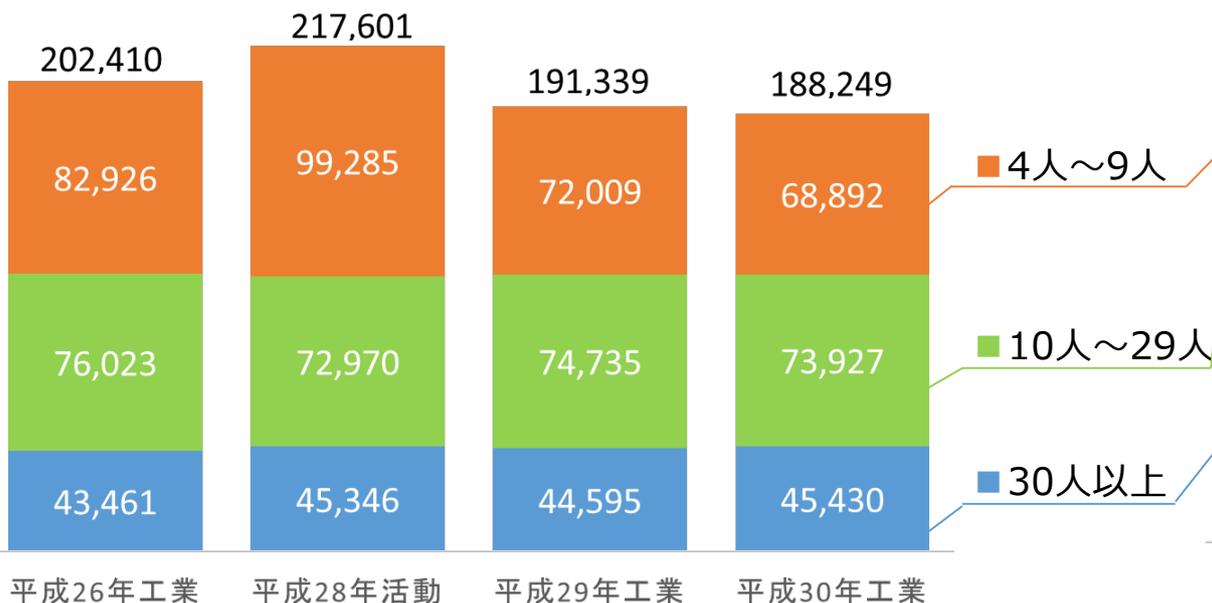
➡ 増加する事業所は従業員4～9人の事業所が大半を占めるが、規模が大きい事業所も一定程度含まれることが見込まれる。

# 名簿の変更に係る影響分析（出荷額集計ベース）

- 製造品出荷額等の集計対象事業所について、従業員規模別事業所数をみると従業員10人以上では変動があまり大きくない。
- 製造品出荷額等を従業員規模別にみると従業員4～9人が全体に占める割合は2%程度。

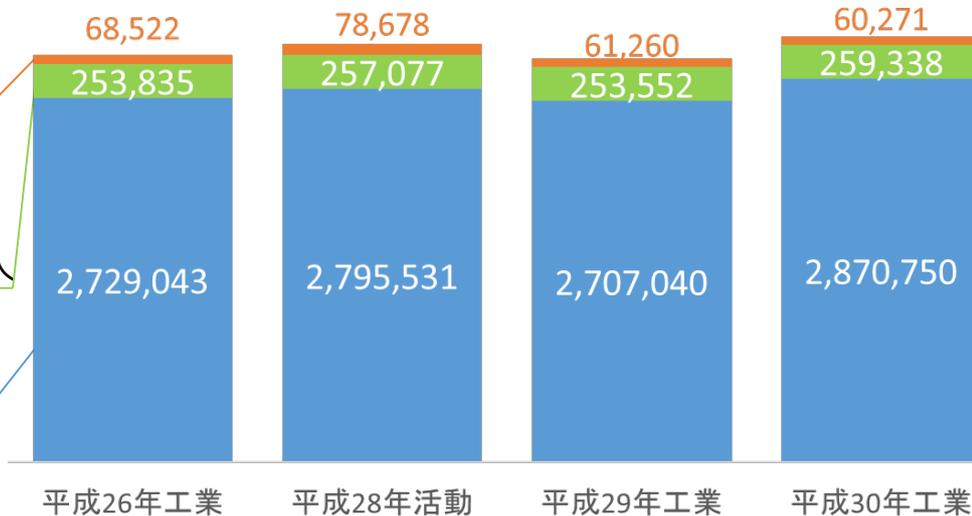
## ① 製造業全国計（従業員4人以上）事業所数の推移

※製造品出荷額等の集計対象事業所ベース



## ② 製造業全国計（従業員4人以上）製造品出荷額等の推移

（億円）



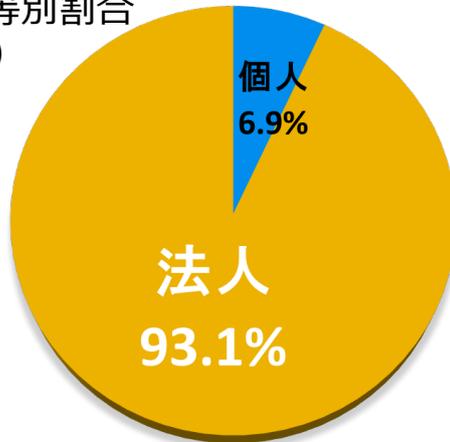
母集団変更を行った場合でも、出荷額ベースでは、従業員数4人～9人の事業所数の変動の影響は小さい。

# 工業統計調査 平成30年調査結果の詳細分析①

- 事業所数を経営組織（個人・法人等）別にみると個人は全体の7%程度
- 事業所数を従業員規模別にみると従業員4～9人が全体の4割弱を占めている。
- 事業所数を経営組織（個人・法人等）別・従業員規模別にみると個人経営は従業員4～9人に集中している。

① 製造業全国計（従業員4人以上）

個人・法人等別割合  
（事業所数）

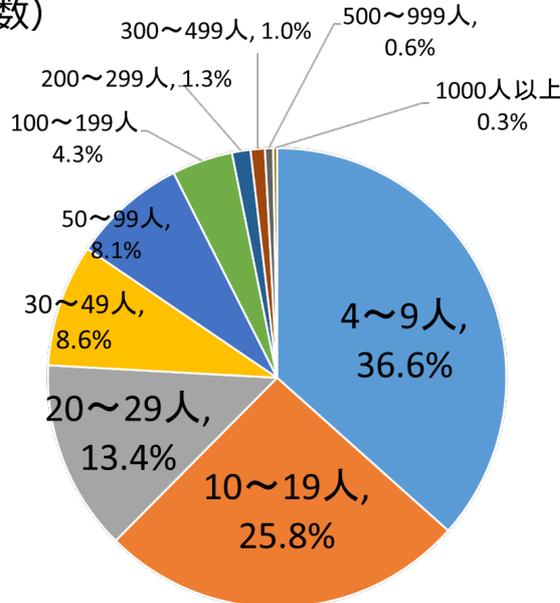


③ 製造業全国計（従業員4人以上） 従業員規模別、個人・法人別割合  
（事業所数）

従業員規模	個人		法人	
	事業所数	構成比	事業所数	構成比
4～9人	11,008	16.0%	57,884	84.0%
10～19人	1,789	3.7%	46,862	96.3%
20～29人	220	0.9%	25,056	99.1%
30～49人	19	0.1%	16,211	99.9%
50～99人	9	0.1%	15,156	99.9%
100～199人	0	0.0%	8,080	100.0%
200～299人	0	0.0%	2,459	100.0%
300～499人	0	0.0%	1,895	100.0%
500～999人	0	0.0%	1,090	100.0%
1000人以上	0	0.0%	511	100.0%

② 製造業全国計（従業員4人以上）

従業員規模別割合  
（事業所数）



# 工業統計調査 平成30年調査結果の詳細分析②

- 製造品出荷額等を経営組織（個人・法人等）別にみると個人は全体の0.2%程度
- 製造品出荷額等を従業者規模別にみると、従業者4～9人の事業所は全体の2%程度を占めており、さらに個人はそのうちの約6%程度を占める

① 製造業全国計（従業者4人以上）

個人・法人割合  
(製造品出荷額等)

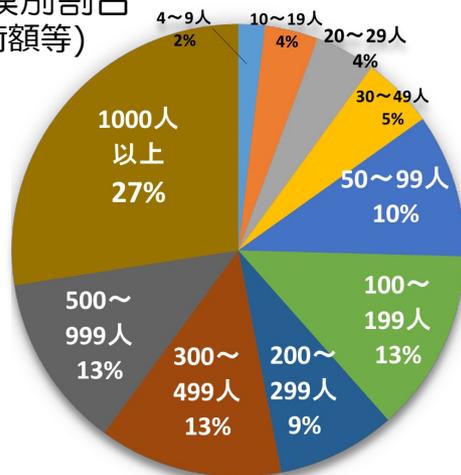


③ 製造業全国計（従業者4人以上） 従業者規模別個人・法人等割合

従業者規模	個人		法人	
	出荷額(億円)	構成比	出荷額(億円)	構成比
4～9人	3,541	5.9%	56,730	94.1%
10～19人	1,329	1.1%	120,184	98.9%
20～29人	331	0.2%	137,494	99.8%
30～49人	45	0.0%	163,770	100.0%
50～99人	89	0.0%	327,958	100.0%
100～199人	0	0.0%	416,968	100.0%
200～299人	0	0.0%	270,320	100.0%
300～499人	0	0.0%	418,603	100.0%
500～999人	0	0.0%	397,800	100.0%
1000人以上	0	0.0%	876,506	100.0%

② 製造業全国計（従業者4人以上）

従業者規模別割合  
(製造品出荷額等)



➡ 個人事業所は事業所数で見ると全体の一定程度を占めるが、製造品出荷額等で見るとその占める割合は微少。

# 実査可能性を考慮した適切な調査範囲の設定案

# 実査可能性を考慮した適切な調査範囲の設定案

- 名簿変更に係る対象数の増加が見込まれる一方で、予算的制約や調査実施可能性も踏まえ、増加見込み分程度に対応する対象範囲の見直し等が必要
- 同時に、個人事業所の除外の影響や地域別表章への影響も踏まえて、現在の表章範囲に係る再現性については検証を行う必要

## 裾切範囲の拡大

名簿変更後も、出荷額等の太宗を占める範囲を調査対象としてしっかりと押さえる観点から、例えば、

- 1) 調査対象範囲を現在の従業者数4人以上から10人以上に変更。これに併せ、法人のみを対象。
- 2) 調査対象外の事業所については、10人以上の結果から推計。

具体的には、産業分類ごとに10人以上の調査結果から算出した製造品出荷額等の伸び率を、調査対象外事業所の過去値に乗じることで推計。

※ 伸び率算出に当たっては、10人以上の全事業所を用いる方法のほか、10人～29人規模の事業所を用いて算出する方法などの工夫を検討

※ 上記の推計方法に加え、その結果精度等によっては他の方法（例えば、売上高ベースの裾切や、調査事項の簡素化）も検討を要する可能性

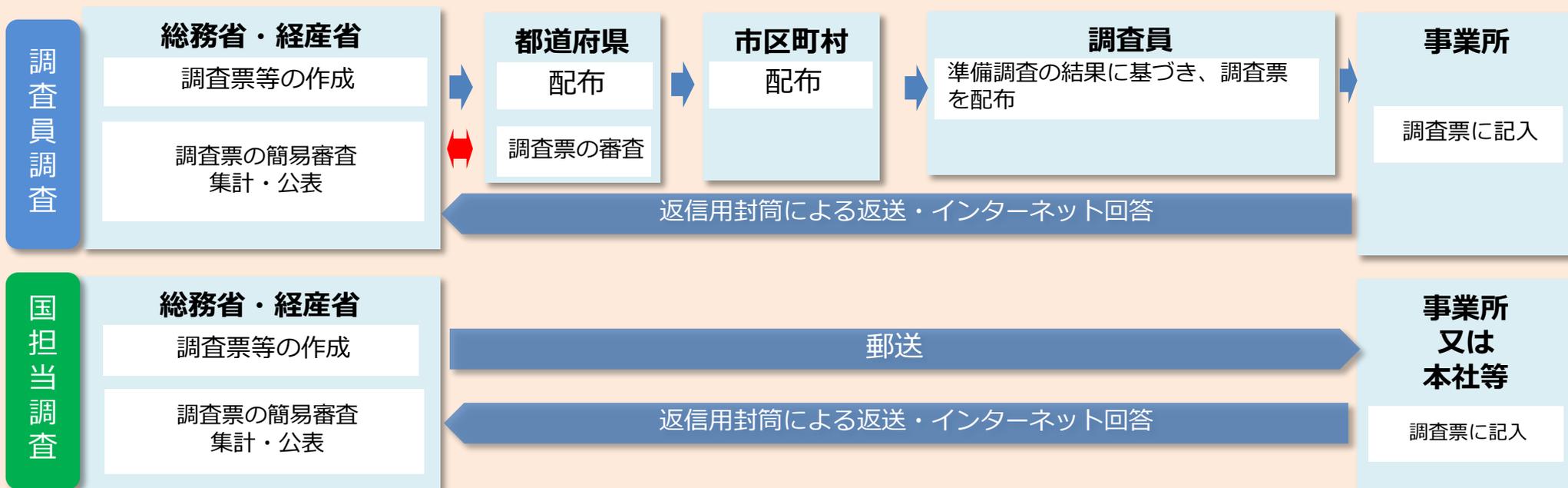


次回の分科会では、過年度の工業統計調査結果を用いてシミュレーションを行い、産業分類別出荷額等（全国）、6桁品目別出荷額（全国）、都道府県別出荷額等について、推計精度（＝推計方法による誤差及び個人事業所を対象外とした誤差）の検証を行った上で、対応の方向性を検討していきたい

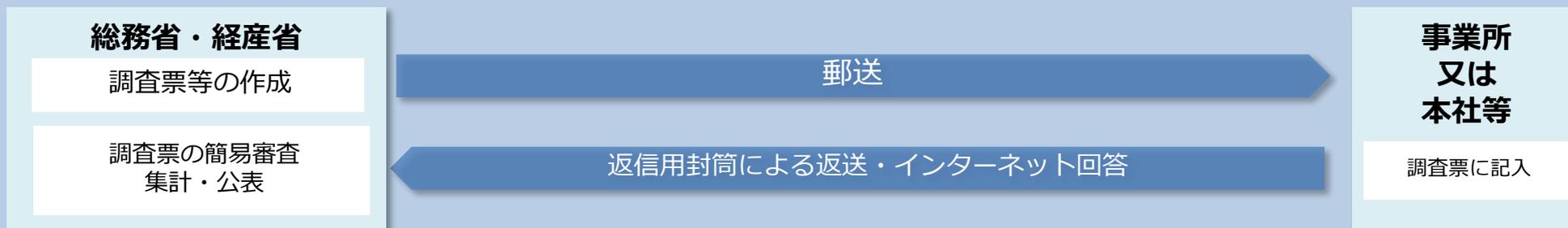
# 郵送・オンライン調査への変更について

# 郵送・オンライン調査への変更

## 2020年調査



## 2022年以降調査



# 郵送調査の変更に係る回収状況について

- 調査員調査から郵送調査への変更に際しては、一般に回収率の低下が懸念される場所であるため、すべて郵送・オンライン回収とした2020年工業統計調査の状況をもとに、従業者規模別にどの程度の回収が見込まれるか確認した。

## 2020年工業統計調査 回収状況（9月28日時点）

	対象事業所数	回収数					回収率(%)	オンライン率(%)
		紙	オンライン	宛先不明戻	廃業	対象外		
合計	196,485	113,756	57,674	30	1,713	96	88.2%	29.4%
01:4-9人	71,188	45,630	14,448	15	997	46	85.9%	20.3%
02:10-19人	50,879	30,669	14,272	4	447	3	89.3%	28.1%
03:20-29人	26,356	14,889	8,718	0	128	9	90.1%	33.1%
04:30-49人	17,388	8,602	6,834	6	63	3	89.2%	39.3%
05:50-99人	16,000	7,641	6,562	0	53	2	89.1%	41.0%
06:100-199人	8,466	3,780	3,774	1	15	2	89.4%	44.6%
07:200-299人	2,616	1,076	1,246	3	4	0	89.0%	47.7%
08:300-499人	1,949	783	990	1	2	1	91.2%	50.8%
09:500-999人	1,132	481	560	0	2	1	92.2%	49.5%
10:1000人以上	511	205	270	0	2	0	93.3%	52.8%
うち、調査員配布事業所								
	対象事業所数	回収数					回収率(%)	オンライン率(%)
		紙	オンライン	宛先不明戻	廃業	対象外		
合計	117,960	71,982	28,372	2	1,350	2	86.3%	24.1%
01:4-9人	62,073	40,005	12,182	4	904	44	85.6%	19.6%
02:10-19人	38,808	23,652	10,705	0	355	30	89.5%	27.6%
03:20-29人	17,079	9,653	5,739	0	91	8	90.7%	33.6%
うち、国からの郵送配布事業所								
	対象事業所数	回収数					回収率(%)	オンライン率(%)
		紙	オンライン	宛先不明戻	廃業	対象外		
合計	78,525	40,446	29,048	26	363	14	89.0%	37.0%
01:4-9人	9,115	5,625	2,266	11	93	2	87.7%	24.9%
02:10-19人	12,071	7,017	3,567	4	92	2	88.5%	29.6%
03:20-29人	9,277	5,236	2,979	0	37	1	89.0%	32.1%
04:30-49人	17,388	8,602	6,834	6	63	3	89.2%	39.3%
05:50-99人	16,000	7,641	6,562	0	53	2	89.1%	41.0%
06:100-199人	8,466	3,780	3,774	1	15	2	89.4%	44.6%
07:200-299人	2,616	1,076	1,246	3	4	0	89.0%	47.7%
08:300-499人	1,949	783	990	1	2	1	91.2%	50.8%
09:500-999人	1,132	481	560	0	2	1	92.2%	49.5%
10:1000人以上	511	205	270	0	2	0	93.3%	52.8%

※回収率計算では、「宛先不明戻」は分母・分子に含まない。

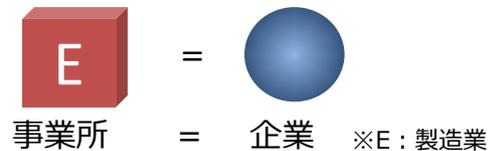
- ・ 9月28日時点において、規模の大きい事業所（30人以上）においては89%以上の回収率、また、調査員が配布した事業所においても86%以上の回収率となっている。
- ・引き続き、本分科会において回収状況を報告したい。

# 現在の経済構造実態調査との重複是正について

■ 製造業事業所に関する調査と企業に関する調査（現在の経済構造実態調査）との重複是正のため、調査票の発送・回収は以下の通り実施することを想定。

## 送付方法＜イメージ＞

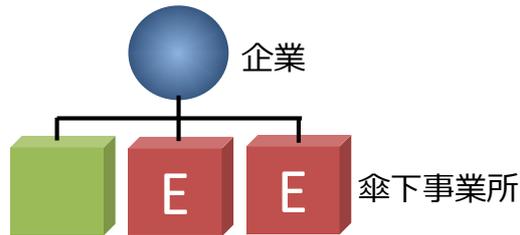
### 1. 製造業の単独事業所企業



企業調査票として「製造業事業所に関する調査票」を1部送付

### 2. 製造業事業所を傘下に持つ複数事業所企業

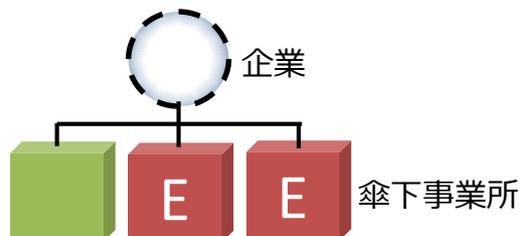
#### ① 経済構造実態調査対象企業の場合



本社に「経済構造実態調査の調査票」（1部）及び「製造業事業所に関する調査票」（左図の場合は2部）を送付

※傘下事業所が製造業事業所のみの場合も、企業内取引（傘下事業所間取引）を除いた企業売上等を把握するため、甲調査票は配布する。

#### ② 経済構造実態調査対象外企業の場合（参考）



本社に「製造業事業所に関する調査票」（左図の場合は2部）を送付